

「地域主義」なるものへの批判

——杉岡碩夫氏の所説について——

杉 野 園 明

△目 次▽

は し が き

第一節 中小企業の種類と地域主義

第二節 中小企業近代化政策と地域主義

第三節 杉岡氏による地域主義の本質について

はじめに

この数年来、日本資本主義は深刻な経済的危機におちいり、高度経済成長政策の破綻は誰の目にも明らかとなつてきている。中小零細な農・林・漁業の切り捨て政策は、農山漁村からの著しい人口流出をまねいて過疎問題を生じせしめ、太平洋ベルト地域における資本と労働力の巨大な集中は、いわゆる過密問題を惹起させた。深刻で長期にわたる経済不況は一〇〇万人を超える大きな失業者の存在を恒常的なものとし、労働者階級は低賃金と

「地域主義」なるものへの批判（杉野）

一（七八三）

劣悪な労働条件にあまんじ、また農民も低米価政策、作付制限、買付制限によって苦しい生活を余儀なくされている。

こうした状況のなかにあつて、地域における産業の振興と雇用の促進、地域経済の浮揚と地域住民生活の向上は、苦境にあえぐ国民全般の広範でかつ切実な要求となつてきている。

日本経済新聞は、「地域単位へ動く産業政策」と題する記事を掲載して、ほぼ同じような状況を伝えている。

「産業政策のなかに、このところ『地域』という視点が導入されるようになってきた。別に、いまはやりの「地域主義」に呼応したわけではあるまいが、これまでとかく業種単位、企業単位に展開されてきた産業政策が、いまや地域単位のそれへと大きく施回し始めた。

地域ぐるみ苦境

考えてみれば、これはムリもないことで、円高旋風が地場産業を急襲したり、長期不況で地域経済の中核となる企業が構造不況に陥るなどして、地域ぐるみで苦境に追いやられた地方がふえてきたためである。⁽¹⁾

われわれをとりまいている経済的状況の一面をこの記事は正しく伝えてはいるが、この記事にも登場してくる「地域主義」は、当面する地域経済問題といかなる関連をもっているものであろうか。この新聞記事にもみられるように、最近、地域主義という言葉が流行しはじめている。⁽²⁾ 地域主義が地域経済と関連してくるとなれば、社会科学である地域経済学の立場からもその内容を検討しておくことが必要となる。というのは、もともと地域主義という言葉が日本語としても、きわめて漠然としたものであり、せいぜい「地域を中心に考える立場」という程度のものでしかないからである。さらにここでは「地域」とはなにかという事があらためて問題になるが、この

「地域」という概念それ自体もきわめて抽象的なものであり、具体的な内容や方向性をもっているものではない。したがって、この無規定的な「地域」に「主義」という言葉を添付したとしても、日本語として具体的な運動やその方向性をうちだすものにはならないのである。

そこでわれわれとしては、まずこの「地域主義」という言葉のもとに、どのような内容の主張が展開されてきたかというものを整理し、その問題点を明らかにしておかねばならない。つまり、「地域主義」という名のもとに展開している論理とその階級的な性格の解明がここでは要請されるのである。だが問題はそれだけではない。大切なのは、現代資本主義社会において、この「地域主義」なるイデオロギーがもっている社会経済的役割をきちんと評価することである。すでに、この「地域主義」をめぐる批判的な問題提起や論争も展開されてきているが、こうした「地域主義」をめぐる諸見解についても機会をみてわれわれなりに論評を加えていく必要があるであろう。ところで、「地域主義」という言葉が明確なかたちをとってわれわれの目前にあらわれたのは、昭和四十八年に刊行された杉岡碩夫氏の『中小企業と地域主義』という書物によってである。もっとも、この書物の「あとがき」によると、「国民金融公庫調査部の『調査月報』（一九七二年十二月号）にその骨子が発表されている。」⁽³⁾というから、前記書物が刊行されるおよそ一年前からこの「地域主義」という言葉が日本に登場したことになる。おなじく「あとがき」によると、「冒頭にかかげた『地域主義』の主張は、私達のグループの共通の考え方というよりも、むしろ杉岡個人の考え方がつよい。」⁽⁴⁾とあって、杉岡氏をもって、日本において地域主義という言葉が最初に使用した一人とみなしてもまちがいはあるまい。

したがって、われわれは地域主義の検討を杉岡碩夫氏の『中小企業と地域主義』から手はじめに検討をしてい

きたい。なお、この書物は中小企業を念頭においたものであるので、本稿も第二節までは地域主義を中小企業との関連で検討することになった。地域主義そのものについての検討は、同じく杉岡氏の書物である『地域主義のすすめ』(東洋経済新報社、一九七六年)と併用しながら、本稿の第三節でこれを行うことにした。

なお、本稿では各節の随所に諸概念の検討がなされており、そのため論理展開がスムーズになっていない。これは杉岡氏に独得の文章に起因するのであって、氏の主張する論理を正しく把握するためには止むをえない作業であった。このことをあらかじめ断っておきたい。

- (1) 『日本経済新聞』、一九七八年十月十一日付、編集委員坂東輝夫「地域単位へ動く産業政策」
- (2) 本稿でとりあげた文献以外にも、『経済セミナー』(一九七七年二月号、五月号、六月号、日本評論社)、『地方分権の思想』(玉野井芳郎、東洋経済新報社、一九七七年四月)、『地域開発』(一九七七年六月号、地域開発センター)、『流通戦国時代——立ち上がる地域主義』(杉岡碩夫、一九七七年十二月、ダイヤモンド社)、『エコノミーとエコロジ』(玉野井芳郎、みすず書房、一九七八年)、『地域主義』(玉野井芳郎、清成忠男、中村尚司共編、学陽書房、一九七八年)などがあり、『経済評論』(一九七七年十月号)に所収の伊藤誠「欧州マルクス学界の動向から」によれば、「社会主義経済学者学会」(CSE)の一九七七年度大会でも「地域主義」という部会が設定されたということである。また経済学との関連外では最近だけでも「特集 地域主義と地理学」(『地理』一九七八年十月号)、をはじめ「特集 民衆の生活と地域・地方文化」(『現代と思想』、一九七八年九月号)、「特集 地方の時代」(『世界』、一九七八年十月号)などがある。

3 杉岡碩夫編著『中小企業と地域主義』、日本評論社、一九七三年。

4 同前、一八二ページ。

第一節 中小企業の種類と地域主義

杉岡碩夫氏は冒頭の「転型期の中小企業政策」と題する章で、「地域主義のすすめ」について次のような問題を提起している。

「地域が産業政策のリーダーシップをにぎり、産業政策が生活福祉と直結する形が必要であることを強調しよう⁽¹⁾と思う。」

「地域主義という以上、それは定義のうえからいっても中央集権に対比される言葉であり、経済政策の慣用語⁽²⁾でいえば集権主義に対比される分権主義という考え方のワクのなかに入るものであろう。」

第一の文章における「生活福祉を直結する」産業政策の展開という氏の主張は、われわれとしても賛成であり、かりに「地域主義」がそのような内容のものであれば、われわれも大いに歓迎すべきことである。ところが、第二の文章になるとややむづかしくなる。地域の特殊性にみあった地域経済政策の策定ということであればともかく、「分権主義」という言葉が急にとびだしてくるからである。中央と地方、集権と分権、これらは相互に対比される概念であるが、その対比される内容がどのようなものであるかが明確でないと、地域住民の立場にたった地域経済政策としてその適否を判断することはできないからである。したがって、ここでは問題を残しつつ、われわれは先へ進むことにしたい。

「今日の経済運営は国民経済という統一体を対象とする以上、経済政策の根幹に集権的運営があることは否定できない。……ただわたくしがここで主張しようとしていることは、こと中小企業政策に関しては大幅に地域主

「地域主義」なるものへの批判(杉野)

義的な考え方をとり入れるべきだということである。というのは今日までの中小企業政策はあまりにも中央集権的色彩がつよく、そのことが今日の中小企業政策を大きくゆがめており、このことの転換なくして現状のゆきづまりを改善することはむずかしいと考えられるからである。³⁾と杉岡氏は云う。

氏の主張を端的に要約すると、中小企業政策は地方分権的に展開されるべきであって、中央集権的では駄目だということである。

ところで、無規定的な概念である「地域」それ自体は、人格的存在として所有関係をとりむすぶことはできないし、またなんらかの社会経済的諸関係をとりむすびうる実体としても存在しえない。したがって、ここでは「地域主義」的な考え方という表現を「地方分権」的な考え方という具合に置き換えてみると、そこからでてくるものは、せいぜい中央集権に対比するものとしての「地方分権」主義であろう。

そこで、この「地方分権」というばあい、現代社会におけるその実態はどのようになっているのであろうか。現代資本主義は、いわば国家権力を動員するかたちで独占資本の暴力的蓄積が支配的な経済構造となっている。このことは、一地方、一地域にとどまらず、濃淡の差はあれ、全国的にそのような体制のもとにおかれている。したがって、中央集権に対比した地方分権といっても、現代資本主義においては、中央のブルジョア国家権力に対立するブルジョア的「権力」(暴力装置)が地方に存在するわけではないのである。

このようにみてみると、杉岡氏による現代資本主義社会の捉え方自体に根本的な誤りがあるのか、それとも、「地方分権」という言葉の使い方がきわめて特異なものなのか、その判断に困るところである。そうした疑念にたいする検討はのちにまわすとして、杉岡氏による「地域主義」と関連させた中小企業政策の内容の検討に入っ

ていきたい。

氏は「立地論からみた中小企業」と題する箇所です。次に述べている。

「従来の産業調整策が単に個々の企業の事業転換か、あるいは協業化、合併による企業対策としてしか取上げられなかったことは、このさい大いに検討に値しよう。つまり、従来の産業調整的な施策を、より本格的なかつ効力のあるものにするには地域構造の問題としてこの課題を解決するという方向をとる必要があるのではないか。今日の中小零細企業が当面している課題を分析し、政策を打出すためには、産業構造の変化が実は地域構造の変動を通じてあらわれているという事実の確認から出発しなければならないだろう。立地論的にみた中小企業の種類、地域構造の把握等が今日の中小企業問題の解明に不可欠の存在となってきたというのは、以上のような理由によるものである。」⁽⁴⁾

杉岡氏が地域主義と関連させて中小企業を必要としたのは、冒頭に引用しておいたように、「産業政策を生活福祉と直結させる」ということと結びついている。つまり、そうした作業をするには、どのような中小企業が「地域」と直結しているのか、またその視点からどのような中小企業を地域に誘致すべきかということが究明されねばならないのである。そのかぎりにおいて、中小企業を「立地論的」に分類するというのは一定の意味をもっている。それと同時に、地域の社会経済構造がどうなっているのかという「受け皿」の方についても分類しておくことが必要となる。地域との関連で中小企業をどう分類するかということは、本節の課題であるので、のちにゆっくりみることにして、ここではまず、「地域の構造」から考察していくことにする。

ところで、杉岡氏が云っている「地域構造」とは一体どういう内容のものであろうか。「地域構造」というと

「地域主義」なるものへの批判(杉野)

きには、一定地域における経済構造とか産業構造、あるいは社会構造という具合に、その内容を明らかにして用いるのが通例であるが、氏のばあいには地域のいかなる構造なのかが示されていないのである。しかも、地域構造というときには「地理的分布」と同義語に使われるばあいもあり、そのさいにも、どういふものの地理的分布であるのかという点だけは明示する必要があるのである。こうした不明確さは、「地理学」に時折みられる欠陥であるが、ここでは杉岡氏を地理学者であるというわけにもいかず、ただそうした「地理学」を氏が援用しているということを付記しておくことに留める。

杉岡氏は「地域の把握」としてD I D（人口集中地区）を基準にしつつ、巨大都市から零細都市までの五段階に分類しているが、⁽⁵⁾これでもって「地域の把握」というのは余りにお粗末すぎる。このお粗末さは、氏が都市と農村を同一化し、「自然村は消滅した」⁽⁶⁾としていることから生じている。この誤りは、農村に特有の経済問題があることを想起するだけでも理解できるが、都市と農村との経済関係が忘れられてしまっていることは、この際喚起しておく必要がある。

「地域」を経済的に把握しようとするれば、それなりの目的意識に照応した「経済地域」の抽出^{||}設定が必要であるろうし、またそうでなければ「経済的諸関係」を軸とした経済地域を一般的に設定する以外に経済的に「地域を把握」することはできないのである。⁽⁷⁾

杉岡氏が人口集中地区を基準にして都市を分類したのは、農村をも都市と同一視する誤りと、地域をあらかじめ行政地域としてしまい、かつこの行政地域を都市だけに限定してしまったからである。また分類することだけをもって「地域を把握」したとするのは、「分類することが、把握することだ」という類型学的発想が氏の頭の

中にあったからであろう。かくして現象を整理し分類するためには、同一事象のもの（ここでは都市）と同一基準（ここではDID）が必要であったために、「地域」を「都市」でもって換骨奪胎させてしまったのである。

中小企業は主として都市に立地しているということを前提とするなら、杉岡氏の「地域Ⅱ都市」とするこの身勝手な手法もある程度まで許されるかもしれない。ただし、そのばあいでも都市をDIDだけで分類するという一面性とそれに起因するであろう論理展開の不十分さを危惧しておかねばならない。つまり、社会科学として中小企業の立地問題を展開するときには、地域をこのような単純なかたちで把握するのではなく、地域における社会経済的諸関係の存在形態でもって把握しておかねばならないのではないかということである。われわれは、杉岡氏の方法論、したがって論理展開上の難点を指摘しつつ、本節の課題である中小企業の分類問題へと進むことにしよう。

杉岡氏は、中小企業を立地論的視角から捉え、「地域産業、地場産業、都市型産業、大企業関連産業、地域間産業」という五つのタイプに分類している。その内容を紹介すると次のようになる。⁽⁸⁾

地域産業Ⅱ「地域住民を対象として成立した業種であって全都市にみられるものであることはもちろん、最低単位の経済地域にも存在する」。⁽⁹⁾

地場産業Ⅱ「特定の地域に特化した産業で、その製品が全国市場あるいは輸出市場に販売されるもの」。⁽¹⁰⁾

都市型産業Ⅱ「都市とくに巨大都市特有の機能に結びついた産業であって、具体的には中枢管理機能に関連するとともに、都市に住む高所得階層を対象として成立した高級消費関連の産業である」。⁽¹¹⁾

大企業関連産業Ⅱ「大企業の下請企業としてその部品の生産やあるいは加工にあたる中小零細企業で、一般に

立地的にみた各種タイプの指標

	立地する都市の タイプ	業 種	市 場	社会的分業 のタイプ
地域産業	大都市	商業、サービス業、食品、 木製品、製造業	企業の立地する 地域	水平的
地場産業	地方中小都市 地方大都市 巨大都市	製造業(センイ、雑貨、 金属器具)主体 一部に卸売業	全国および輸出	水平的 垂直的
都市型産業	巨大都市 地方中心大都市	中枢管理的ソフト業種、 同上を補助する製造業 高級消費関連の流通・生 産業種	全国 地域内の高級消 費者	水平的 垂直的
大企業関連産業	地方中心大都市 巨大都市および外 延	金属加工業の製造業 同上関連の卸売業	全国	垂直的 水平的
地域間産業	大都市	運輸・通信・金属※	企業の立地する 地域全国	垂直的

出所：杉岡碩夫「中小企業と地域主義」、25ページ。

※ この金属は金融の誤植と思われる。(杉野)

大企業が立地する都市にみられる。⁽¹²⁾

地域間産業Ⅱ「運輸・通信・金融など地域間の財貨、情報、資金の連絡をする機能をもつタイプ」⁽¹³⁾の産業である。

杉岡氏は、立地論的にみて中小企業を五つのタイプに分類し、各タイプの中小企業が立地する都市のタイプ、業種、市場、社会的分業のタイプについて考察し、次のような表にまとめている。

現代資本主義のもとでは、中小企業をとりまく社会経済的諸関係は多様であり、そのことが多様な現象となつてあらわれてくる。われわれは、杉岡氏が指摘しているような多様な事象があることを否定するものではない。だからと云つて、あれやこれやの事象をそのまま指標におきかえて中小企業を分類していくという方法が、科学的にみて正しいと判断するわけにはいかない。

まず、「地域産業」と「地場産業」について考察してみよう。

杉岡氏によれば、両者の差異は第一に、立地場所が前者

は全国的であるのに後者は特定の地域に限定されているという点であり、第二に、市場が前者は地域住民であるのに、後者は全国的であるとされている。

「地域産業」という概念は、もともと「地域における産業」という程度のものであって、内容的には大企業や農林水産業なども含むものである。これを杉岡氏は勝手に中小企業だけに止まらせているが、こうした乱暴なやり方は、農村をも都合によっては都市とみなす氏の独得な方法として一貫している。しかも、氏の念頭にあるのは地域住民を販売市場としているという側面だけで捉えた中小企業の抽出であり、そのために「地域産業」という概念の中に中小企業をむりやりおしこんでしまうのである。

こうした「地域産業」とよばれる中小企業はもともと最初から地域住民だけを市場（購買者）として立地しているであろうか。それとも、これらの中小企業は諸資本の競争のもとで、もっと正確に云えば、独占資本との現実的な対応関係のなかで、その営業活動がやっと可能になっているのであろうか。この点の現実認識が杉岡氏に欠落しているのではあるまいか。

同じような誤りは、氏のいう「地場産業」についてもあてはまる。氏も指摘しているように地場産業が特定地域に立地しているのは、「原料資源、労働力、歴史的な技術の集積」⁽¹⁴⁾などが問題となるためであるが、これまた独占資本の蓄積運動との関係に強く規定されているのである。こうした基本視点を抜きにして、「その業種が一定の地域に集積していれば、それも地場産業といって差支えない。」という現象的側面からだけで概念規定をしていくやり方は、やはり同様の誤りを犯しているといふべきであらう。つまり、中小企業の基本的問題は、あくまでも独占資本の蓄積運動との関連が中心であって、立地場所や生産規模あるいは市場などの問題も、独占資本

との関連を抜きにして論ずることはできないのである。とりわけ、地場産業とよばれるものが、社会的生産力の発展によって沈滞し、消滅している事態をみれば、このことは容易に理解しうるであろう。

次に「都市型産業」についてであるが、杉岡氏の云っていることから推測して、この中小企業は巨大都市に立地しているものであり、その市場連関は管理中枢機能関連ということになる。しかし、巨大都市に集中して立地し、かつそういう巨大都市の地域住民(氏のいうように必ずしも高所得の住民ばかりではない)を市場にするというのであるから、これは明らかに氏のいう「地域産業」に属するものであり、とくに立地論から第三のタイプとして分類する必要はない。あえて分類するなら第一のタイプの亜種とでもすべきであろう。もともと氏は、立地論的視点から地域Ⅱ都市における中小企業を前提としていたのであり、この前提をふまえるかぎり、氏のいう中小企業はすべて「都市型産業」ではなくてはならない筈なのである。もしそうだとすれば、あえてここにその内容を不明確とするような「都市型産業」というような範疇をつくりだしてきたのか、氏の意図するところが理解できない。

この点では、次の「大企業関連型」産業についてもあてはまる。つまり、ここでは中小企業の市場連関が、地元や全国といった地理的視点からはなれて、「大企業」になっている。ところで質問してみたいのだが、この中小企業が財貨やサービスを供給する「大企業」は、いったいどこに立地しているというのであろうか。ここで杉岡氏が云っている中小企業が、かりに大企業の下請関連であったとしても、その立地する場所は必ずしも親企業が立地している都市と同じでなくてもよいのである。しかもまた、この中小企業が都市に立地し、地域住民はもとより親企業以外の企業に対しても、財貨やサービスの供給を行っているとするれば、これは氏のいう第一および

第三のタイプの中小企業と本質的な差異はないのである。ここではむしろ社会的再生産の視角から、生産財を生産する中小企業か、それとも消費財を生産する中小企業かという区分、その中小企業が供給する相手は、中小企業か大企業かそれとも直接消費者かという区分、さらには地理的にみて、その市場圏は同一市町村内、同一府県内、近隣府県、全国、世界市場のいずれかという区分、こうした市場構造という基準を中心にして諸区分を総合化したほうがより科学的になったのではあるまいか。

杉岡氏は中小企業が立地している場所や市場の条件など、立地諸条件の多様な諸要因を基準としたために、氏による中小企業の類型化は相互に錯綜する結果となってしまったのである。

最後のタイプである「地域間産業」に至っては、その分類基準の混乱が極限に達する。つまり、氏のいう「地域間産業」がどこに立地しているとか、市場が全国的なのか局地的なのかはもはや問題とされなくなる。また、この中小企業がとりむすぶ経済的諸関係も大企業なのかそうでないのかということも無関心のものとなる。ここでの基準は、その中小企業のはたす物理的機能、換言すれば社会的分業における「業種」だけが問題にされてしまい、氏の主張する立地論的視点というものも曖昧化され、いつのまにやら消散してしまうのである。もしこういう分類基準を採用するのであれば、農林漁業や商工業をはじめ社会的分業体制に照応したその他の業種こそ並記されるべきであつたらう。つまり、氏のいう立地的視点なるものが、内容的にみて明確な基準をもったものではなく、多様な立地要因を念頭に浮べながら、アレヤコレヤと中小企業を類型化してみただけである。結論的に云うならば、これは杉岡氏の経験による思弁的な中小企業の類型化でしかない。だから、杉岡氏の頭の中には、氏の経験をとおして五つのタイプの中小企業の型があらかじめ存在しており、次にそれぞれの存在形態、すなわ

ち場所、業種、市場などについて説明しているにすぎない。この類型化は、多様な現実から出発して、しかるのちに一定の基準をもって分類していった結果として得られたものではない。そのため五つのタイプの中小企業が内容的にみて重複したり、曖昧な箇所が生じてくるのは当然のことなのである。

しかし、このような批判をしてみたところで問題は少しも片づくものではない。ここで提起されているのは、「地域」との関連で中小企業をどのように分類するかということであるが、肝心の「地域との関連」の内容が不明確なため、さきへ論理が展開できないのである。だから「地域との関連」の内容が、かりに雇用力の大きい中小企業を誘致するというのであれば、それを基準にした中小企業の分類を行なえばよかつたのではないかということになる。すなわち現実的に提起されている地域経済問題に対応するかたちで基準を選び、中小企業を分類すればよかつたのである。

たしかに杉岡氏も、抽象的ではあるが「地域」との関連で中小企業を立地論的視点から分類してきている。しかし、立地的視点といつても、適産策定なのか適地策定なのかがはっきりせず、⁽¹⁶⁾そのことが問題意識にかかわりして一定の基準を選定できず、結果的に杉岡氏の分類を不成功に終らせることになったのである。かりに立地論的視点から中小企業を分類するとすれば、社会的再生産のなかではたす中小企業の社会的役割、つまり業種と資本規模、そして独占資本との関係を念頭におきつつ、用地、用水あるいは労働力、市場、輸送手段、原料等々といった個々の立地条件に視点をおいて分類することが考えられる。しかし、そのばあいでも杉岡氏が「地域主義」でなにを問題とし、なにを主張しようとしていたのかを明確にしていなければ、その適否についてこれ以上検討していくことはできないであらう。

したがって、われわれとしては、氏による中小企業の類型化が、本稿で問題にしている「地域主義」なるものとどのように関連しているのか、その点にむけて検討をすすめていかざるをえないことになる。

- (1) 杉岡碩夫編著『中小企業と地域主義』、日本評論社、一九七三年、三ページ。
- (2) 同前、三ページ。
- (3) 同前、四ページ。
- (4) 同前、一〇～一一ページ。
- (5) 同前、一三ページ。
- (6) 同前、一二ページ参照。
- (7) 拙稿「経済地域について」、「立命館経済学」(第二十卷三号昭和四十六年)を参照されたし。
- (8) 杉岡碩夫、前掲書、一七ページ。
- (9) 同前、一六ページ。
- (10) 同前、一九ページ。
- (11) 同前、二二ページ。
- (12) 同前、二三ページ。
- (13) 同前、一六ページ。
- (14) 同前、一四～一五ページ。
- (15) 同前、二二ページ参照。
- (16) 杉岡氏は、隅谷三喜男氏の論文趣旨をそのまま援用しつつ、立地論をばチューネン・ウエーバー型とマーシャル型というように分類しているが、これは必ずしも正しいとはいえない。マーシャルのばあいには立地集積論であり、立地論とその応用である立地集積論とは明確に区別すべきである。江沢氏による「微視的」・「巨視的」という観念的な分類はともかく、立地論は、ある企業を前提として、それが「どこに立地するか」という適地策定型立地論と、ある地域を前提として、そこに「どんな産業を立地させるか」という適産策定型立地論の二つに分類するのが適切では

「地域主義」なるものへの批判(杉野)

ないかと思う。拙稿「産業立地論について」(九大産業労働研究所報、第五〇号、昭和四十五年三月)を参照されたい。

第二節 中小企業近代化政策と地域主義

中小企業を五つのタイプに分類したのち、杉岡氏は中小企業の近代化政策に対して次のような批判をしている。「今日の中小企業近代化政策が主として育成の対象としてきた大企業関連の製造工業は、実は産業全体のなかではきわめて低いウェイトしかもっていない。にもかかわらず、この少数の企業群を、いわばエリートとして集中的に育成したのが中小企業の近代化政策であった。この結果、地域の住民の生活にとって直接かかわりあいのある地域産業が無視されることとなった。」⁽¹⁾

また氏は、大企業関連の中小企業の育成原理としてスケールメリットが採用されたが、地域産業というのは限られた地域マーケットを相手にし、ある意味では小まわりのきく小型の企業の方が有利であると云っている。⁽²⁾

ところで、高度経済成長政策は、日本における重化学工業の未曾有の発展を内容としたものであり、そのかぎりにおいて重化学工業関連の中小企業を「近代化する」という独占資本の論理は一貫している。したがって、この近代化政策に即応しえない中小企業は、独占資本との経済的関係が断ち切れスクラップされるといふ運命にあった。独占資本に超過利潤をもたらすような中小企業の育成、そこに中小企業構造改善政策の本質があったわけである。

氏のいう大企業を独占資本とみなせば、中小企業近代化政策の本質について杉岡氏は同じような理解に立って

いるとみなせる。しかし、氏のいうように「地域住民の生活にとって直接かかりあいのある地域産業が無視」されたということに果してなるであろうか。

すでにみてきたように氏の「地域産業」という概念はすこぶる曖昧であるが、氏の作った表（前節の表）によるかぎり、商業、サービス業、食品、木製品製造業などが含まれている。ところが、高度経済成長期において、独占資本による中小企業の支配と系列化は、これらの諸産業においても例外なくおしすすめられてきたのである。すなわち商業やサービス業においても、中小企業のスクラップ・アンド・ビルドはおこなわれ、食品や木製品などの製造業についても、大資本系列下の企業とそうでない企業との競合関係は、この間にあってますます激化してきている。したがって「地域産業」は決して「無視された」のではない。むしろ、独占資本の蓄積運動という嵐の中で、中小企業は圧殺され、支配され、系列化されていくか、それとも集団的に自立し、協同化し、大型化していくか、という中小企業の二つの路線をめぐる熾烈な闘争が展開されたのである。こうした事実をわれわれは決して見おとしてはならない。

杉岡氏は、地域産業が地域消費を対象とする以上、スケールメリットはないとしている。これはきわめて観念的かつ固定的視点に立った議論である。商業やサービス業における中小企業が、独占資本と対抗しながら発展していくためには、たんなる諸資本間の競争に勝つだけでなく、できるだけ多くの地域住民の物質的かつ運動論的支持をえなければならぬ。そのためには、相当の資本増が必要なことはいうまでもないが、できるだけ広汎な地域住民の消費要求（価格、品質を含む）に応えるだけのスケール拡大をしていくことも必要なのである。もっともこの点は、スケール拡大を個別資本として行なうか、それとも協同化して行なうかという問題が残されているが、

それはまた別箇の問題である。

さらに氏の云っていることで問題となるのは次のことである。それは、「地域の住民の生活にとって直接かかりあいのある地域産業」にたいして、重化学工業関連(大企業関連)の中小企業は、地域住民の生活に直接関係ないと云うことができるかどうかという点である。ここでは、再生産論的にみて二つの問題点が指摘されねばならない。

第一に、この大企業関連という中小企業でも、その労働力の調達は少くとも「地域」に求めねばならないということである。ここでいう「地域」は、直接的には通勤圏であるが、間接的には労働者の出身地をも含むかもしれない。たしかに販売市場としての地域、すなわち市場圏とは一致しないが、それでもこの通勤圏は一つの「地域」である。また、企業が立地している地域(行政地域)とこの通勤圏は一致しないが、そのことは同じように市場圏についてもあてはまることである。このようにみると、大企業関連の中小企業といえども、地域住民との関連はないとはいえず、もしこの関係が認められるならば、賃金を媒介としてこの種の中小企業は、ある意味においては地域住民の生活にもっとも関連が深いとさえいわなければならぬであろう。

問題の第二の点は、原材料の調達に関連した「地域」との関連である。

重化学工業を中心とした大企業の系列化にある中小企業といっても、受注納品にかかわる物的素材の供給関係の形態は多様である。もとよりその中には、独占的大企業によって与えられた物的素材を加工し、ふたたび大企業へ納入するという形態もある。しかし、それだけにつきるものではない。つまり、物的素材を当該中小企業が立地している地域で調達して、それを大企業へ納入するという形態も、大企業関係のそれや、他地域からの調達

とならんで、地域的物流関係の大きな中味をなしていることも事実である。とすれば、こうした中小企業が地域したがって地域住民の生活と関係の深いことも又明らかであろう。

さらに、これら中小企業がかかりに公害発生源であったばあい、地域住民の生活と深いかかわりがあることはいうまでもなからう。

要するに、杉岡氏は「地域」との関連をみるばあいに、たんに販売市場という一側面だけに限定して「地域産業」という概念をつくりあげたにすぎない。その結果氏は、「地域住民との生活」関連をみるときに、労働力や原料素材の調達と地域との結びつきの問題を一刀両断のもとに切り捨ててしまふのである。

また現実における地域経済振興政策からみれば、過疎地域や停滞地域などでは、成年男子を多く雇用する企業とか原料調達の面から地域における諸産業に波及効果のある企業を極力誘致しようという努力がなされている。このことも、地域と産業との関連がたんに販売市場だけではないことを明白に物語っている。いってみれば、地方自治体や地域住民にとって、立地してくる企業に関心があるのは、その企業の販売地域がどこかということよりも、むしろ雇用や波及効果なのである。

杉岡氏の論理展開には、地域のこうした経済的現実之余りふれず、氏に特有の単線的発想をもって、「地域主義の拠点としての都市」を設定しながら、地域主義にもとづく中小企業政策の展開を主張することになる。氏にあって、なぜ「地域主義の拠点」に都市がなるかといえは、「生活関連の重視」ということが杉岡氏の主張する積極的理由の第一であり、第二は市民の産業政策への参加ということがその理由になっている。⁽⁴⁾けれども、生活重視ということがなぜ「都市」にかざられるのか、また「市民」(都市住民と理解するなら)を前提としたうえで、

「都市」を拠点とするという本末転倒した論理をどう理解するのか、こうした疑問点が続出してやまない。

杉岡氏のこうした発想は、「地域」はすべて「都市」であるという誤まった把握が遠因となっているのであるが、それにしても氏の論理展開は余りに粗雑すぎるであろう。

こうした粗雑さは、本節で問題としている「地域主義による中小企業政策」ということでも一貫している。氏によれば、「地域主義にもとづく中小企業政策は従来の近代化政策にくらべて地域産業を重視し、地域住民の生活感情をとり入れて個性的な都市づくりを指向すること」⁽⁶⁾であり、同時に「地域の特産物をつくる地場産業を重視することになる」⁽⁶⁾としている。

これらの点を整理すると、次のようになる。

- ① 地域産業の重視。
- ② 個性的な都市づくり。
- ③ 地場産業の重視。

一見してわかることであるが、これは地域における中小企業を全体として振興するというものではなく、地域における特定の業種(杉岡氏の分類による)の振興ということを主張していることがわかる。ここでは、中小企業一般がかかえている問題、とりわけ独占資本との矛盾関係がどうなっているのかという本質的問題はすべて捨象されてしまっている。地域経済振興政策の基本は、まさしく独占資本にどのように対応するかに大きくかかっており、その対応如何によって地域経済の性格も大きく異なってくるものである。だが、杉岡氏にとってはなぜかこの基本的視角が欠落し、ただ業種だけが問題とされているのである。

もっとも、「生活関連の重視」、「市民の産業政策への参加」ということから、「地域産業」および「地場産業」という区分をしたことは、地域経済振興政策のうえからは、かなり高く評価された点であった。⁽⁷⁾だが本当にこの区分と地域住民の生活関連や産業政策とが結びついているのか、これらの点についてはすでに一定の批判をしておいたところであるが、ここでもう一度別の側面から検討を加えておく必要がある。

杉岡氏が「地域産業」をば「地域住民を対象として成立した業種」であるとする規定は、一見すると科学的なようにみえるが、少し検討すればきわめて内容のないものであることがわかる。少くとも消費財生産部門である業種はすべて地域住民（あるいは国民といってもよいが）を販売対象として成立しているのであって、ことさらに小企業だけがこれに該当しているわけではない。消費財生産部門では比較的中小企業が多いとはいえ、地域住民である消費者の立場からすれば、商品購入にさいしてその商品が地元中小企業で生産されたものであろうと、独占的大企業で生産されたものであろうと、そんなことはどうでもよいのである。要は、品質、価格、利便さなどが消費者の商品購入にあたっての選択基準となっているということである。「地域産業」といわれる地元中小企業の商品が、大規模生産方式を採用している独占的大企業の商品にたいして、品質、価格、利便さなどの点において優位にたっているかどうか、この市場をめぐる競争こそが問題なのである。

したがって、地域住民の、杉岡氏流に云えば市民の産業政策参加の問題にしても、上記の消費者の立場を抜きにして「地域産業」の育成という論理、したがって市民的合意が形成される必然性はないのである。もし、こうした地域住民の合意、あるいは市民的合意ができあがるばあいには、独占的大企業の商品に比べて、「地域産業」の商品が品質や価格等々の点においてすぐれているという社会的合意が形成されたのちのことである。さらに、

地元中小企業にたいする経営公開、したがって原価公開や適正利潤率の保証なども当然のこととして問題になってくる。

また、地元中小企業の商品がすぐれているのであれば、なにも地元だけにとどまらず、隣接する他地域へもその販路を拡大していくことが、地域エゴを離れた住民運動（消費者運動）としては当然のなりゆきであろう。このような状況になればもう「地域産業」という内容には余りにもかけ離れたものになるであろう。つまり、地域住民を対象とした企業であっても、それだけでは育成の対象とはなりえないということである。その企業を育成するかどうかは地域住民の要求にもとづいて政策決定されるのである。

杉岡氏のように内容のないものから一つの概念を構成し、その観念的な概念から政策を主張するということが、いかに非科学的なものであるかということとはもはや多くの説明を要しないであろう。

つづいて「地場産業」の検討に移る。杉岡氏の中小企業政策との関連では、氏がどのように近代化政策を批判しているのか、その具体的な検討ということになる。

杉岡氏のいう「地場産業」は、その生産が「特定の地域に特化した産業」であることをその大きな特質としている。ところが地域と企業との結びつきについていえば、独占的大企業によって生産されるテレビや自動車、あるいは鉄鋼にしても、その工場の立地している場所は、「一つの地域だけに」ではないが、「特定の地域」に立地している点ではこの地場産業と変りはない。だから、杉岡氏が地域主義の立場から「地場産業を重視する」といっても、この地域主義とどうかかわっているのかという点では、ますますわかりにくいものになってくる。

杉岡氏は、地場産業の振興にかかわって、石川県における山中と輪島の漆器生産を例にとりながら、次のよう

な評価をおこなっている。

「伝統を守ってスケールメリットを追求しなかったところに輪島の繁栄があり、スケールメリットを追求して近代化したことが今日の山中を苦境に追いやった。」⁽⁸⁾

実証分析の結論を出すにあたってこれほど皮相的な評価をする人もまた珍らしい。

杉岡氏は、輪島が「伝統を守って」といっていると云っているが、たとえば輪島で用いられている漆のほとんどが中国から輸入されたものであり、原木もほとんどが地元のものではないという点をどう考えているのであろうか。かに、こうした原材料の点を除外して論ずるとしても、輪島で売られている漆器製品のうち、四〇工程以上を経た製品は、どれだけの比率になるのか。数工程を経ただけの大衆製品が多いのも、輪島漆器生産の現状における一つの特徴ではあるまいか。また現地販売という点については、最近急にクローズアップされた能登半島をめぐる観光の中心地に輪島市があり、年間およそ一五〇万人⁽⁹⁾の観光客を集めているという状況と、山中温泉の年間およそ五〇万人⁽¹⁰⁾（昭和五年）⁽⁹⁾とでは、現地における「市場」の大きさとその推移にかなりの差があることを問題にしなければならぬであろう。

さらにこうした現地における現象としての盛衰をみる以上に、その背後にある経済的諸関係や具体的数字をみるならば、山中漆器業が苦境にあるとはにわかには速断しえないものがある。つまり、輪島は本来小売商法により山中は昔から問屋商売がほとんどで地元販売はほとんどないというように、両地域の商品流通形態には明確な差異がある。したがってさきの観光客数の購売力は、山中にとっては販売市場の一構成部分であるが、輪島ではかなりの部分を占めることになっている。

山中にあつては、木製器がそれこそ化学製品におされて苦境に追いつめられたが、「技術と根性」⁽¹¹⁾によってプラスチック加工へ転換したのは、これが旧来の木製漆器業者に刺激を及ぼし、両者ともに伸びてきているという現状にある。⁽¹²⁾つまり、杉岡氏のいうような「苦境にある」という状況ではない。

こうした漆器類の生産額を統計的に把握することは相当困難であるが、漆器一般の生産額からみると産地としては山中が全国で第一位を占めており、この点からも苦境にあるとは判断しえない。

たしかに、輪島では問屋が職人をかかえるという伝統的生産形態をとっているが、山中での生産形態は「近代化」されており、作業工程も分業化され、山中塗器商工業協同組合の事業も八工程にわかれている。⁽¹³⁾したがって塗師も、特定の工房に付属するという形態にはなっていないのである。

杉岡氏は、伝統的手法とスケールメリットが対立・矛盾し、中小企業がスケールメリットや近代化を追求すれば苦境になるという。しかし、このような考え方は輪島と山中の例にもみられるように実際的にも正しくないし、論理的にも正しくないのである。

杉岡氏の念頭にあるのは、地場産業がスケールメリットを追求することへの批判であり、その底流にあるのは「近代化」に対する批判である。だが、その批判は余りに一面的であり、かつ論理的ではない。つまり、企業にとってスケールメリットがあるのは、生産性の上昇による費用価格の低減化とそれを手段とした市場の拡大であり、その結果としての利潤の増大がある場合である。中小企業にとって、したがって地場産業にとっても、このスケールメリットを追求する論理を

産地別漆器生産額推定
(昭和52年 単位:億円)

漆器全般		木製漆器	
産地	金額	産地	金額
山中	200	輪島	100
会津	160	曾木	70
海	130	会津	60
輪島	100	山中	45

〔山中塗器商工業協同組合におけるスケールメリット調査結果による。昭和五三年。〕

否定すべき理由は全くないのである。山中のばあいには、木製漆器からプラスチックへの転換があったにすぎず、ここではスケールメリットを問題にすることは見当はずれである。杉岡氏のように、地場産業にはスケールメリットがないというのであれば、地場産業はいつでも、旧態然とした製法を採用しなければならず、地場産業の近代化がいつい否定されることになるであろう。地場産業といわれる輪島漆器にしても、西陣機業にしても、そのスケールメリットの追求はこの高度経済成長期に急速な展開をみせており、ただ高級品だけが旧来の伝統的手法を残しているにすぎない。もっとも、こうした結果、西陣機業のばあい過剰生産に陥っているが、これは資本制生産に内在する生産と消費にかかわる諸矛盾が発現したのであって、スケールメリットの追求それ自体のもつ矛盾ではないということは明らかである。同じように、中小企業の近代化の一環としてのスケールメリットの追求は、その結果として独占的大企業との競争や中小企業間の競争に当面せざるをえないのは資本制生産様式を前提とする以上必然であるとさえ云ってよい。問題は、この競争をどのように解決するかという点にあるのであり、いかに地場産業とはいえ、この資本主義的競争から逃避することはできないのである。この点、山中塗器が、独占的大企業の化学製品との市場競争で、自らの産業を守り発展させてきた努力は、それなりに評価すべきよき事例というべきではあるまいか。

これに対して、旧来の伝統的手法に依拠することが、地場産業の生きる道であるとする杉岡氏の見解は、現実におけるこの資本間の競争を無視したものとわなければならぬであろう。極論すれば、杉岡氏の見解は、地場産業を守るためには、地場産業を伝統の枠の中におしこめて、これを発展させてはならないということになりかねない。こうなってくると、地域における中小企業を育成し発展させるという住民の要求とも一致しなくなっ

てくるのである。さらに、「個性のある都市づくり」といった観念的発想も、中小企業にとっては全くナンセンスなスローガンになってしまふであろう。特定の中小企業、杉岡氏流の「地域産業」や「地場産業」における旧来の伝統的手法を墨守するということだけが中小企業振興政策となれば、その他の中小企業の経営、あるいはそこで働いている労働者の生活と権利をどう守り発展させるかという広い視点が全く欠落してしまうことになる。

現代において中小企業が当面している基本的問題は、その「業種」やその「手法」(技術)それ自体にあるのではなく、中小企業をとりまく経済的諸関係、もっとはつきり云えば、独占的大企業との経済的諸関係(取引関係、市場関係など)にあるのだということをはつきり認識しておかねばならない。したがって、地域における中小企業政策も、大資本に追従する中小企業を地域住民が育成するのか、それとも地域住民や国民の要求に応えるような中小企業を育成するのかということに問題の焦点があるのである。したがって、生産地点や市場、あるいは業種やスケールメリットの議論にしても、中小企業と独占との経済関係を背景として論理展開されるべきであったのである。

こうした諸問題を皮相的に、またあるときには部分的にしか問題を捉えない杉岡氏が、地域住民の要求から遊離した観念的な「地域主義」を主張してしまふ結果になったのは、けだし当然のことであろう。ここでは、地域住民や国民の要求にみあった中小企業のあり方を追求することが必要であったのであり、中小企業で生産される商品の品質向上と販売価格の低廉下、購入のさいの利便さなどの追求が問題とならなければならなかったのである。このことから中小企業の近代化政策が、民主的融資や技術指導などの制度的確立とあいまって、独占資本によって供給される原材料の価格ひき下げ運動や過重な課税に対する反対運動の展開、さらには自主的協同化と経

営の民主的運営（すなわち生産、商品、労務、財務などの民主的管理）が、地域住民の参加とかかわって問題となるべきところであったのである。こうした中小企業のあり方の追求は、地域住民や国民による中小企業生産商品の優先的購入運動へと必然的に発展してくるであろう。それは物質的利益関係からみても、運動論的にみてもまさしく必然的なものであり、地域住民の社会的合意にもとづく中小企業発展の途も、またここに求められるべきであったのである。

- (1) 杉岡碩夫編著『中小企業と地域主義』、日本評論社、一九七三年、二六～二七ページ。
- (2) 前掲書、二七ページ参照。
- (3) 同前。
- (4) 同前、二九ページ参照。
- (5) 同前、三〇～三一ページ。
- (6) 同前、三一ページ。
- (7) 杉岡氏の所説について、地方自治体関係者や地域経済調査機関の人々に意見を求めたところ、この「地域産業」と「地場産業」との区分は概して好評であった。
- (8) 杉岡碩夫、前掲書、三一ページ。
- (9) 昭和四八年夏、輪島市役所調べ。
- (10) 昭和五三年春、山中町役場調べ。
- (11) 同上。伝統とはなにかが問題になるが、この技術と根性はその大きな構成要素になっているのではあるまいか。
- (12) 山中町役場におけるキキトリ。および山中塗器商工業協同組合におけるキキトリによる。なお山中では、プラスチック加工を中心とする多様な分野に進出し、その分野でも大きな伸びをみせているとのことであった。
- (13) 山中塗器商工業協同組合におけるキキトリによる。

第三節 杉岡氏による地域主義の本質について

われわれは杉岡氏のいう地域主義とかかわって中小企業の類型化問題や中小企業近代化政策の問題を検討してきた。しかし、本稿の中心課題である「地域主義」に関しては、氏の主張する内容も明確ではないし、したがってその検討もほとんどなされていない。それゆえ、われわれは、地域主義に関する氏の所説を『地域主義のすすめ』(同氏著)に求めることにする。なお、この書物の第一部は、書名と同一の題名となっており、しかも第二部以降は紀行文的内容のものであるから、考察の範囲を第一部に限定する。とはいえ、この第一部も、評論風の記述であり、内容は前出書と重複している部分も多く、氏の所説を論理的に整理することは決して容易ではない。したがって、本節では「地域主義」を直接の考察対象とし、それと直接関係ない問題はできるだけ割愛することにした。

さて、杉岡氏は「地域主義」に関して次のように述べている。

「地域主義の最大のねらいは、……中央集権的な行政機能や社会・経済・文化の機能を可能な限り地方分権型に移すことであり、その過程でわたくしたちの生活をより自主性のある自由なものに転換していこうという展望、つまり一種の「文化革命」の主張である。」⁽²⁾

「高度成長のもたらした矛盾の克服を、すでにくつかの個体やグループや自治体が試みて、それぞれの個性のなかで新しい展望をもつに至っている。このような事例は、やがてそれが「個から全体へ」と波及する可能性を秘めているものとして受け取り、その方向を「地域主義」という言葉で表現した。」⁽³⁾

「「地域主義」とは今日の余りにも行きすぎた社会経済運営の中枢管理体制を、可能なかぎり地方分権化することであり、

そのことが中央集権化の背景にある現代の技術体系と組織体をつきくずす、一つの足がかりになると私は考えた。⁽⁴⁾

「地域主義は地方分権を社会経済運営のシステムとして機能させようとするものであり、そのことが住民の生活の質を向上させるといふ考え方である。⁽⁵⁾」

以上、四つの引用文をみてもわかるように、杉岡氏による地域主義は多様な側面をもっているようにみえるが、その内容を整理してみるときわめて単純である。

まず、氏の捉えている現実には、中央集権が高度経済成長や画一的な中小企業近代化政策、あるいは社会意識や文化の全国的に画一のものを作りだし、それが全国に多くの矛盾を惹起させたということである。この諸矛盾を惹起させた原因として、中央集権的な行政・社会・経済・文化の機能、別の表現でいえば、社会経済運営の中枢管理体制であり、現代の技術体系と（官僚）組織体である。したがってその解決策として氏が提起しているのは、「地方分権」であり、「個体」やグループ、自治体の「個性」を重要視することによって、自主性を高め自由な豊かな生活を求めるということである。

高度経済成長や中小企業近代化政策が、全国の社会・経済・文化に対して大きな矛盾を惹起したという点については、あえて反対すべき異論はない。しかしながら、その根本原因を「中央集権性の弊害⁽⁶⁾」（官僚の犯ち）とか、「日本の経済政策担当者の無教養、経済主義一本の単純さ、歴史認識の浅さ⁽⁷⁾」に求める杉岡氏の見解は明らかに誤っている。

高度経済成長や中小企業近代化政策などは、現代世界資本主義体制と日本の国家独占資本主義が必然的に歩まねばならぬ道程であったし、また資本主義体制の全般的危機はそれほどまでに深刻化していたのである。この時

期における独占資本本位の蓄積体制の確立、つまり中小企業の近代化、労働者階級に対する低賃金と労働強化、零細農林漁業の切り捨てなど、危機に対応した国家独占資本主義という中央集権的国家政策が遂行される歴史的必然をきちんと把握しておかねばならない。それと同時に、こうした独占資本の暴力的な資本蓄積運動に対して、政治・経済・労働・イデオロギーなどの各戦線において、労働者階級をはじめ農民、中小企業者などの勤労市民、あるいはそれが大部分をしめる国民が、これを有効に反撃できなかったという弱点のあったことも指摘しておかねばならない。

現在あらわれてきている体制的諸矛盾の原因を、きわめて一般的に中央集権制に求め、しかもこれをたんに官僚の犯ちや無能に帰してしまふような皮相的発想と道徳的批判は、およそ科学とは無縁の存在である。もともと、民主的な中央集権制は民主的な地方自治と矛盾するものではないし、そのかぎりで中央集権制一般を批判することとは正しくない。また官僚を超歴史的存在として捉えるのではなく、国家独占資本主義における官僚の位置と役割を具体的に考えねばならない。それは、独占資本の蓄積論理を現実化することであり、そういう意味からすれば、官僚はまさしくその職務に忠実かつ有能に対応してきたのであって、その無能を笑えるようなものではないのである。

また、「中央集権化の背後にある現代の技術体系と組織体」という氏の理解も一面的である。非民主的な中央集権化は技術体系や組織化がすすんできた結果生じたものではなく、資本主義体制の全般的危機に対応して生じてきたのである。したがって、問題を技術体系一般や組織体一般に求めるのは誤りである。現代の技術体系は、資本制経済の諸矛盾を反映した技術体系になっており、現代の官僚組織をはじめ、政治・経済・社会・文化など

の分野における諸組織も、全般的危機に対応した組織なのである。したがって批判され、問題とされるべきは、全般的危機に対応して独占資本の蓄積をすすめていこうとする技術体系や諸組織なのである。現代の技術体系や組織を一般的に問題にし批判するとなれば、こうした独占資本の蓄積運動に反対し、国民の生活と権利を守り発展させようという立場にある技術体系や運動組織までが、おしなべて否定し去られてしまうことになるであろう。現代社会における諸矛盾の原因を社会科学の立場から正確に把握しなければ、その解決策もまた誤まったものになるのは必至である。

杉岡氏は、現代の諸矛盾を解決するために「地方分権」ということを主張する。だが、問題はこの地方分権の意味がどうなっているかということである。氏は地方自治の機能について、辻清明氏の所説を援用して、①抑制、②媒介、③参加の三つをあげ、これをふまえて杉岡氏は、このうち地域（都市）⁽⁹⁾がもつ機能は①と③であり、府県は②の機能が主体であるとしている。

ところで、この地方自治の機能に関する辻清明氏の規定は、いわば抽象的かつ形式的なものにすぎず、内容的にみても辻氏みずからが云うように「政治・法制・行政の側面に限定した」⁽¹⁰⁾ものである。しかも国家独占資本主義段階における国家権力と地方自治との関係が、階級関係を抜きにして論じられているという点では、辻氏の規定は決定的な欠陥をもっているともいえるのである。

杉岡氏は、こうした吟味をすることもなく、「地方自治の機能」にかんする辻氏の規定を無批判的に援用していく。しかも杉岡氏は、②の媒介について、これを府県の機能だと勝手に解釈し、⁽¹¹⁾みずからの論理を都合よく展開していくのである。

地方自治に関する「媒介の機能」を誤って捉えながらも、杉岡氏は、「地域主義」の最大のねらいを「地方分権」に求め、その中味を次のように述べている。

「もちろん今日の府県行政は中央官庁の上意下達の機能を強くあらわしているが（たとえば地域開発の場合）、これは地方自治のベースとでもいへば市町村の自治が貧弱であることの反映にほかならない。基礎構造としての市町村の自治が本来の機能を回復する過程で府県行政は、市町村自治と国政をとりもつ媒介として独自の機能が復活するはずである。このような行政ベースでみた市町村自治体と府県自治体および国政とのあるべき姿が、社会・経済・文化の面でも実現することが、すなわちわたくしの説く「地域主義」の本来のねらいだということになろう。」（傍点は原文のもの）

ここで杉岡氏のいう「地域主義」が全く中味のない空疎なものであり、しかも観念的で形式的なものでしかないことが明らかとなる。氏の主張する「地域主義」とは、地方自治体と国政との「あるべき姿」が実現されるということにすぎない。しかも、氏のいう「あるべき姿」がどのようなものなのか、この肝心な点が不明瞭なのである。このことは、杉岡氏の主張内容が致命的欠陥をもっていることとなる。氏にとっては、国政の内容や地方自治の中味、あるいは住民参加という場合の「住民」の内容などはどうでもよいのである。いってしまえば、どんな国政であれ、どんな住民（あるいはその代表）であれ、とにかく両者の関係がスムーズにいけばそれでよいのである。意地悪く云えば、独占資本の利益代表である国家と、地域的独占資本の代弁者で構造されている地方自治体（首長、議員、反動的労組）とのあいだがスムーズであれば、それはそれでよろしいことになるのである。このような論理の展開は、杉岡氏が諸概念をあいまいにし、社会科学にきちんと整理していないことから

生ずる当然の帰結である。

現代資本主義のもとでは、国家権力を動員した独占資本の蓄積運動の一環として、地方行財政が利用されている多くの現実がある。これに対して労働者階級をはじめ、農漁民、中小企業者などを中心とする地域住民が、みずからの生活と権利を守り発展させていく闘いの一環として、民主的な地方自治運動を展開させていくということが、ここではなによりも重要なのである。現代資本主義のもとにおいては、資本蓄積運動にかかわる階級的諸関係が、地方公共団体をめぐってどう展開しているのかという、政治的・経済的あるいは文化・思想的闘争の現実を抜きにして、抽象的にあるいは一般的に「地方自治」や「地方分権」を論じることができないのである。ましてや、地方自治の機能が十分に果されるようになることが、「地域主義」の本来のねらいであるというように杉岡氏の議論では、あらかじめ述べておいたように、まさしく現実の中心的課題を見忘れ、ただ形式的に「地方分権」を主張する観念論へと転落してしまうことになるのである。

ついでに注意しておきたいのは、「地方分権」という用語の使い方である。一般的に「地方分権」というばあには、国家権力の地方分散化と、国家権限の地方分散化という二つの意味がある。社会科学として地方分権という言葉を用いるときには、そのいずれの意味で用いているのかということをおかねばならない。地域主義を主張する杉岡氏にあっては、「地方分権」をことさら強調しながら、その内容については、そのいずれとも全く明らかにしていないのである。たんなる「地方分権」を主張するだけでは、地方自治との関連が明らかでなく、しかも現代の資本主義社会で緊急の課題となっている革新的自治体の建設・発展の問題や民主的な地方行財政の力量向上をめざす運動とどうかかわってくるのか、これらの点がことさら不明確のままになっている

のである。

それが不明瞭なのは、杉岡氏が意識的に曖昧化しているのではなく、現代における階級闘争の本質を正しく見抜くことができず、時代錯誤的理解に氏が立っているからである。

杉岡氏は、「高度経済成長がもたらしたマイナス(権力側からする技術的組織的な管理システムとしての文化)に対して、もっとも強く反発し抵抗したのは、いわゆる住民運動であって既成の革新勢力といわれるものではなかった。住民運動のエネルギーの一つは都市化された社会構造のなかでなお残っていた伝統的な共同体意識であり、もう一つは大都市の市民層が日常生活を守るために打ち出した生活圏意識であって、それはいずれも市民社会のごく日常的な生活としての文化から出発するものである」¹³⁾。

杉岡氏にあっては、運動論上における政党活動と一般的要求活動(通常大衆運動といわれている)の区別も明確ではないらしい。氏がいう「既成の革新勢力」がなにをさしているのか正確にはわからないが、少くとも社会党や共産党という革新政党だけに限定しているわけではあるまい。平和運動、友好運動、消費者運動、公害反対闘争、自然や環境を守る運動、都市交通や地域教育、あるいはまた農業や中小企業の生活や権利を守り発展させる運動など、地域住民の生活や健康を守るために共通の要求課題にもとづいた民主的な運動が数多くすすめられている。こうした運動が、地方自治を守り発展させる住民運動と関連しているか、あるいはその一翼をになっていることはいうまでもなからう。しかも多くの場合、これらの運動に社会党や共産党が支援しており、その代表者となるか、あるいはその一員として運動に参加している。こうした事例は枚挙にいとまがなく、住民運動において既成の革新が果たしている積極的役割を否定してしまうことは決してできない。しかも、これらの運動の基調

となっているのは、「反自民、反独占」か、「平和、自由、独立」あるいは「民主主義を守る」という社会科学に立脚した論理であって、杉岡氏がいうような「伝統的な共同体意識」とか「生活圏意識」といったものではないのである。

このようにみえてくると、杉岡氏の「地域主義」というイデオロギーがもっている階級的性格は、既成の革新勢力に対する批判であり、結果的に階級矛盾や階級対立をおおいかくし、独占資本の暴力的蓄積運動に反対する地域住民運動を分裂させ、弱体化させる役割をはたすことになるであろう。

既成の革新勢力を批判することは自由であり、またその批判によって革新勢力の運動をいっそう発展させていくこともありうる。しかし、批判することを自己目的とし、単なる思いつきや一時的な感覚、あるいは自己流の観念的思弁でもって批判するということであれば、それは運動論からみて全くの中傷でしかない。この批判自体が社会科学からみて、全く珍奇な空文句になってしまい、現実が生じている社会・経済的諸矛盾の原因やその正しい解決の方向を見失い、独占資本の横暴に対抗する力を結集させるということにはならないであろう。その好例が、杉岡氏による「地域主義」にみられるのではあるまいか。

さきにも引用しておいたように、氏による「地域主義」は「地方分権を社会経済運営のシステムとして機能させようとするものであり、そのことが住民の生活の質を向上させる⁽¹⁴⁾」というものであった。しかし、階級関係を抜きにしてこれがどこまでスムーズにいくのか、またそれがどのようにして地域住民の生活向上につながるというのか、それらの点は全く明らかにされていないのである。

このことについていえば、現代の地域社会をとりまく社会経済的諸矛盾が、まさしく資本主義の体制的危機に

直面した国家独占資本主義の暴力的な資本蓄積運動によって惹起されたものであり、それに対して、労働者階級や農漁民、中小企業者の統一した政治・経済・思想文化の闘争こそが、地域住民の生活と権利を守り発展させる唯一の道であることは明らかなのである。もし、この意味において「地域主義」という言葉を使うのであれば、独占資本の暴力に対抗していく地域民主主義をすすめていく運動こそ、その内容でなければならなかったのである。こうした内容には全くふれず、いたずらに「地方分権」をふりかざすことによって、民主的中央集権を確立するという国政革新の闘いをあいまいにし、かつ「伝統的な共同体意識」や「生活圏意識」をもちだして、それを運動の方向とするならば、そのことが結局反動的な地方自治再編に手をかすことになるのである。しかも、既成の革新が果たしている現実的役割を全く否定してしまうというのであれば、それは地域における革新統一戦線の結成とそれを基礎とした革新自治体の実現と発展を妨害することになるであろう。そうした危険性を、われわれは杉岡氏の「地域主義」のなかに見出すのである。

- (1) 杉岡碩夫『地域主義のすすめ―住民がつくる地域経済』、東洋経済新報社、昭和五一年。
- (2) 同前書、四二ページ。
- (3) 同前、六六ページ。
- (4) 同前、六七ページ。
- (5) 同前、七五ページ。
- (6) 同前、六五ページ参照。
- (7) 同前、五ページ。
- (8) 辻清明『日本の地方自治』、岩波書店、一九七六年、一一〇～一六四ページ参照。
- (9) 杉岡碩夫、『地域主義のすすめ』、前出、四二～四三ページ参照。

(10) 辻清明、前出書、二ページ。

(11) ②の解釈について、辻清明氏は次のように述べている。「私は地方の安定と繁栄が、同時に国家の安定と繁栄をもたらすという関係を「媒介の機能」と名付けます。いかえれば国家の次元における政策の決定と行動に対する判断は、地域住民の総意に依存しているという原理が、すなわち媒介の機能であるわけです。」(『日本の地方自治』、一三二ページ)。

この引用文からもわかるように、「媒介」の機能が主として府県によってなされるというような杉岡氏の解釈は明らかに逸脱しているのである。

(12) 杉岡碩夫、『地域主義のすすめ』、四三三ページ。

(13) 同前、七一〜七二ページ。

(14) 同前、七五ページ。